

特 246

218

理想的行政機構改革案

大衆国策建議會發行



0007417000

1

0007417-000

特 246-218

理想的行政機構改革案

梅原喜宗・著

大衆国策建議會

昭和 11

ABH

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第67条の規定に基づき、平成12年3月2日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

特 246

218

理想的行政機構改革案

大衆國策建議會發行

品賣非

本會ノ精神

畏くも天武天皇詔を下し給ひ
若し國家を利し百姓を寛かにする術有る者
は闕に詣りて親しく申せ、詞體理に合は、
立て、法則と爲さん

と仰せられた。この大御心こそ國民大衆の正し
き輿論を反映して同胞の福祉増進を目的とする
立派な國策を建議し、之が遂行に邁進する根本
精神である

本會ノ綱領

- 一、皇道精神ニ則リ犠牲奉公ノ念ニ燃エ
- 一、不偏不黨、舉國一致テ國策ヲ樹立シ
- 一、善政ノ實現、良風美俗ノ獎勵ニ努メ
- 一、共存共榮、明ルキ國家ノ建設ヲ圖リ
- 一、大和民族ノ眞價ヲ發揚全世界ヲ指導教化ス

大衆國策建議會

大衆國策建議會規約抜萃

- 一、位置
本部ヲ東京市豊島區巢鴨三丁目三〇番地ニ置ク
本會ハ絕對ニ一黨一派ニ偏セズ、日本ノ國勢ニ
鑑ミ、其ノ將來ヲ遠觀シ、眞ニ國民大衆ノ輿論
ヲ綜合セル國策竝ニ自治改善意見ヲ建議提出シ
日本國民ノ悉ユル階級ヲ通ジ、何人モ協力シテ
善政ノ實現美風獎勵ニ努メ、國民ノ共存共榮福
祉増進ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 二、目的
國策及自治ノ研究竝ニ建議、國民大衆ノ正シキ
希望ニ對スル請願、徳性ノ涵養、社會淨化、生
活改善ニ關スル必要ナル事業ヲ行ヒ、定期、不
定期刊行物ヲ發行シ、本會主義ノ宣傳普及、會
員相互ニ意見ノ交換及實踐躬行ニ努ム
- 三、事業
一、普通會員 本會ノ趣旨ヲ賛シ加入シタル者
會費トシテ 年 一圓前納
- 四、會員
一、實行委員 本會ノ事業ヲ翼賛シ之ガ實務ニ
奉仕スル人ニシテ會長ノ推薦セル者
二、地方委員 本會ノ趣旨ヲ賛シ會員ヲ加入セ
シメ會務ノ伸展ニ努ムル人ニシテ會長ノ推
薦セル者
本會ノ維持費 年 參圓前納
- 五、委員
一、本會ノ目的ヲ翼賛スル篤志家ヨリ受入レタ
ル寄附金
二、地方委員及功勞贊助員ノ釀出シタル維持費
及基本金
三、會費及雜收入等ヲ以テ充ツ
- 六、經費

18246
218



理想的行政機構改革案

大衆國策建議會發行



目次

- 一、所謂行革軍部案の全貌……………(一)
- 二、重要國務の綜合統制機關は一省の新設を必要とす……………(五)
- 三、内閣制度の改革と直屬機關の合理化……………(六)
- 四、省の廢合は國勢に逆行する小乘的消極案なり……………(七)
- 五、寧ろ數省を増設して行政機能を擴充すべし……………(一二)
- 六、國策省を新設して重要國務を統制強化すべし……………(一二)
- 七、保健省を新設して保健國策を確立すべし……………(三三)
- 八、空軍省を新設して國防の完璧を期すべし……………(三三)
- 九、工業省を新設して國富の増進を圖るべし……………(三四)
- 十、信教省を新設して精神日本を建設すべし……………(三六)
- 十一、賞勳省を新設して國家を明るくせよ……………(三七)
- 十二、内閣及各省の理想的行政機構……………(三八)
- 十三、何故十八省案が理想的なりや……………(四〇)
- 十四、文官任用制度及公吏制度を改め中央・地方行政を刷新すべし……………(四二)
- 十五、地方行政制度の改革は地方分權の徹底化にあり……………(四三)
- 十六、議院法及選舉法の根本的改正に依る議會の大刷新を要望す……………(四四)

理想的行政機構改革案

大衆國策建議會常任理事

三 森 議 逸
梅 原 喜 宗

血を流した二・二六事件後の國民は俄然惰眠より醒め、彌が上にも緊張した、新内閣の首班は悲壯なる決意の下に起ち上つた。

廣田内閣は庶政一新の斷行を國民に誓つたのであるが、思ひ切つた税制改革以外之れと云ふ目新らしいものがなく、又々懸け聲ばかりに終るではあるまいかと早くも失望の聲が高まらんとするの時、突如軍部大臣は行政機構改革の一彈を投げ付けて閣の内外を揺るがした。

陸海軍部兩相の共同提案に成る行政機構改革案は、去る九月二十二日廣田首相の手許まで提示されてゐたが十月九日に至り當局談の形式で左の全文が公表されたのである。

一、所謂行軍軍部案の全貌

國運の進歩に伴ひ帝國憲法を基本とし庶政を一新す、之が爲め先づ政治行政機構の全般に亘り根本

的刷新を行ふ

其の要項は左の如し

其の一 中央行政機構

- (一) 重要國務に關する調査、統轄、豫算の統制、按配等に關する事項を掌る機關を創設し内閣總理大臣の管理に屬す、情報委員會を改組強化し本機關に統合す、本機關の長官をして閣員に列せしむることを得
- (二) 人事行政の統制、刷新に關する事項を掌る機關を創設し、内閣總理大臣の管理に屬す
- (三) 外務、拓務兩省を統合し對外政策を統制強化す、内閣に朝及臺灣總督府、南洋廳に關する事務を管理する機關を設置す
- (四) 農林、商工兩省を統合し且貿易、燃料、電氣等に關する機關を擴大若くは新設し産業行政を合理化す
- (五) 文部省に内務省の神社局管掌事項を統合し、特に國民精神の作興、體育の向上を圖る
- (六) 内務省を改組し神社局及道路港灣に關する土木行政の一部を夫々五及び七に移管し内務行政機構を刷新し衛生に關する機關を統合強化す
- (七) 航空、鐵道、遞信行政を統合し特に民間航空事業の劃期的飛躍を促進し船舶港灣行政を統合強

化す

(八) 各省は時運に即應する爲め其の内容を整備改善すると共に各省間に重複、競合せる行政機構、所管事務及研究機關を統合整備す

其の二 地方行政制度

中央行政機構整備改善及國運の進展に伴ひ地方行政制度を刷新す

其の三 議會

國運の進展並に議會の現状に鑑み議院法及選舉法を改正し議會を刷新す

(附) 本要綱實施の爲め先づ必要なる省大臣の臨時攝任を行ふものとす

而して中央行政機構の整備改善に關する提案の趣旨左の如し

軍部行革提案の趣旨

(一) 主眼 國防の強化、海外發展、産業の振興等國策の策定、運用の綜合統制を期するは世運の進展内外の情勢に鑑み最緊要事に屬するも、現行中央行政機構に依りては官省の對立不統一或は機能の不充分なる等右目的達成に遺憾尠からずと認めらるゝを以て、速に之が整備改善を行ひ國政の

統制強化を期するを主眼とす

(二) 重要國務の綜合統制機關 本機關は重要國務の調査、立案、各省重要政務の統制審議及之に伴ふ豫算の統制按配に關する事項を掌る。之がため内閣調査局、情報委員會を改組強化して本機關に統合す、本機關の長官として閣の内外を問はず總理大臣に形影相伴ひ十分補佐の責を盡すことを得しめ且所要に應じ國務大臣として内閣員に列することを得しむ

(三) 内閣人事行政機關 本機關は各省文官人事の統制均衡に當り、中央地方人事の脈絡を規正す、尙、文官任用令を改め自由の範圍を擴張して廣く人材の登用を圖り特に國營事業其他産業の統制指導に任ずる、政府機關の役員には民間堪能の士を任用する等人事行政全般に亘り刷新す

(四) 各省其の他の統合新設 各省の統合は對外政策の強化統一を期し又交通産業等の行政各部門に於ける摩擦を排除し行政機能の統一圓滑を期するに在り、航空、衛生、燃料、電氣、貿易及船舶港灣等に關する行政機關は世運の進展と國防上の要求に基き之を擴大強化す、航空に於て特に然り、而して鐵道、遞信の現業機關は夫々行政機關の管理に屬する別個の機關をらしむ

軍部兩相提案の行政機構改革案は、最初傳へられたやうに國務大臣と行政長官の分離を要望してゐないし、また字句には無任所大臣と謳つてはゐないが、重要國務の綜合統制機關を創立し、之が長官を閣員に列せしめんとする以上、無任所大臣を置く目的たる事に變りはない。

二、重要國務の綜合統制機關は一省の新設を必要とす

現行内閣官制第十條に於て

「各省大臣ノ外、特旨ニヨリ國務大臣トシテ内閣員ニ列セシメラルコトアルベシ」

とあるは、主管省務を持たない大臣を内閣員に列せしめ得る規定であり、これに依つて閣内に於ける妥協的手段乃至主管省大臣或は總理大臣の缺員を一時代理せしめた實例はある。今回軍部の提案に依る國策統制機關の長官を國務大臣に列ねることは前項の條文の範圍で無任所大臣を大に役立たしやうと云ふ方針に外ならぬ。

さう乍ら重要國務の調査、立案、豫算の統制、按配等に關する機關は、之を無任所大臣と云ふやうな、恰も無責任大臣と誤解され易き無管掌大臣や、一長官に之を統管せしめるよりは、思ひ切つて國策省なる專掌機關を創設するに限る。さうして國策に就て特に識見豊富、政治的手腕卓絶せる、而も人望も高き總理級の偉材を主管大臣に任命し、重要國務の強化統制を圖る事がどれ程能率的であるか、又内閣千鈞の重みを成すかは多言を要せずして明かである。

我が歴代内閣に於ける閣内の勢力關係を見るに、大概の場合内務大臣は副總理格と云はれて來たが、最近では強ちさうでもないやうになつた。

近き實例として齋藤内閣に於ける山本内相と高橋藏相の立場は、常に首相を補佐して閣内の中心勢力をなしてゐた。これは官制の適用に依つてではなく、全く長老閣僚の貫祿と其の實力が然らしめてゐたもので、制度よりも實力が物を言ふ事を如實に物語つてゐる。

國策省と云ふ一省を創設するからには、勿論總理大臣直屬の内閣調査局、法制局、資源局をこゝへ持つて来る。情報委員會も調査局に統合してもよい。大藏省の主計局を移管して豫算局と改め、内閣及各省の豫算の仕事をこゝでやらせる。最も肝心な事は新に建議局を設けて國策資料蒐集と國民の輿論を入れるため大に門戸を開放すべしだ。調査局と資源局と豫算局と建議局には相當な人物を長官に置いて國策大臣を補翼せしむるならば、名實共に國策統合機關は擴充強化し、重要國務の運用と國策遂行の原動力はまづ完備する譯である。

三、内閣制度の改革と直屬機關の合理化

内閣をして各省の政策を統合し一元化する機能を發揮せしむるため、國務大臣の數を減じ國務大臣と各省行政長官と分離すべしとの意見も擡頭してゐるが、國策省を創設してこゝの大臣に大人物を据ゑる以上、各省に行政長官を置かずとも、事務次官に適材を置けば從來通り各省の國務大臣で以て内閣を組織し、國策省で調査立案した重要國策を基調として閣議に於て決裁すると云ふ制度で充分である。

國務大臣の頭數が多いために内閣が不統制に陥り、國務の遂行を妨げると云ふが如きは、總理大臣の無能、その不信任を裏書するものであつて、全く採るに足らぬ愚論と謂はざるを得ない。

現行内閣制度に依る内閣調査局、内閣統計局、法制局、情報委員會等は之を國策省に移し、内閣賞勳局は一省を新設するまで現状の儘にして置けばよい。内閣書記官總務課を内閣總務局と改め書記官を屬せしめ、内閣書記官長之を統管し、別に人事局を置かずして總務局に於て人事行政の統制、刷新に關する事項をも管掌せしめる。

また内閣會計課を内閣會計局に昇格せしめ、内閣印刷局の機構を擴大し、對滿事務局、東北振興事務局等は現行機構の儘にそれ／＼その機能を發揮せしむるの外に、産業統制局なる機關を新設して、特に國營事業其他産業の統制指導のため遺憾なきを期すべきである。

四、省の廢合は國勢に逆行する小乘的消極案なり

今回軍部兩相の提案に係る行政機構改革案中に於て、國民の最も遺憾とする點は省の廢合である。省を廢合して國務大臣の數を減少する事によつて閣内の統制が強化し、各省の對立的傾向が緩和して國務の運用と國家の進展に好影響ありと云ふが如きは極めて小乘的な見解である。

軍部行革案の根本精神として冒頭に掲げたる『國運の進展に伴ひ』なる字句と省の廢合とは著しき矛盾

盾があるのであつて、複雑多端なる我が国情と、膨脹飛躍の趨勢にある國家の將來性に鑑み、省の廢合案は如何に善意に解釋しても國勢に逆行する小乘的消極案であり、卒直に之を批判すれば日本精神に適はしからざる、最も不自然なる獨善的偏狹案であると斷言するに憚らない。

現行機構下にある十二省は、内閣官制制定以來、産業の發展、交通施設の擴張に促されて鐵道院が鐵道省となり、商工業の勃興に伴ひ農商務省が農林、商工の二つに分れて一省を増し、人口激増して國力が海外へ伸びると共に拓務省が設けられたものであつて、物々たる國勢の膨脹進展に順應した當然過ぎる程當然な行政機構の擴充であつて、決して故なくして贅澤に省を殖やしたものでない。

軍部の改革案は徒らに行政の統制強化に名を藉り、人口四五千萬時代の狀態に逆戻りさせる譯であつて、實に不可解千萬なる錯覺的思想である。もし然らずとせば政治の獨裁化要望の露骨なる表面化と見られる。何れにしても我が國運の進展性を顧慮せざるも甚しきものと謂はれても仕方があるまい。

今日に於てなすべき行政機構の改革は少くも二十年や三十年の後を見透してかゝねばならぬ。いま省を廢合して直ぐまた新設するやうな朝令暮改式をやつては内閣の權威も何もあつたものではない。現在我が國の總人口を一億と見て、最近の人口増加率一%を以て推算するも、三十年後には一億三千五百萬人となる筈である。滿洲國を日本が面倒を見て行く以上、三十年後の日滿兩國の人口は悉らく二億に達するであらう。

東洋の盟主國として恥づる所なき世界的大日本を建設すべき昭和維新の政治家及國軍の將はさて措

き、國民中に只の一人でも省を廢止するやうな小乘的の消極案や、不自然極まる獨善的偏狹案を信奉する者があつては、邦家の前途誠に寒心に堪えないのである。

軍部行革案の中央行政機構（三）には外務、拓務兩省を統合し對外政策を統制強化す……とあるが、省の廢合によつて統制は出來得るとしても斷じて強化は望み得られない。拓務省は開店して幾何も經つて居らぬが、得意が殖えて店が忙しくなるのはこれからである。多端なる内閣に朝鮮、臺灣、南洋に関する機關を設けたからとて專掌の拓務省程の仕事が出來るものでない。拓務省廢止論者はもう一度世界の地圖を擴げて見よ、滿鮮、臺灣を再認識せよ、南洋の秘境に視線を注げよ、さらば忽ちにしてケツの穴の小さきこと、否眼界の狭き事に氣が付くであらう。

（四）には農林、商工兩省を統合し且貿易、燃料、電氣等に關する機關を擴大若しくは新設し産業行政を合理強化す——とあり、即ち農林、商工の二省を併合して一省となし、主管大臣を現在より一名を減じて農林、商工の對立を緩和し、産業行政を合理化するとの事であるが、斯くの如きは我が建國の根本精神を忘れ、國民生活の源泉を輕んずるものであつて、吾人は聲を勵ましてこの廢合案を絶對排撃するものである。

古來我が日本國は一天萬乘の大君の下、士、農、工、商の四階級の臣民相結びて國家を形成して來た。今や士を統管するものに、陸軍省、海軍省の二省が設けてあるが、農、工、商を統管するものは農林省と商工省二省あるのみである。吾人は農、工、商には各々一省を設けて産業部門それだけの機能を發揮

すべきが當然であると確信してゐる。然るに國民の半數を占むる農山漁村のために、我が光輝ある國本農業のために、農林一省の獨立存置を許さぬと云ふ理由は斷じてドコにも見出さず。農林省獨立的存置の必要を認めない云ふことは、五千萬農民に對する大なる認識不足でなくて何であらう。農村が衰微して國防の強化は望まれぬ、精銳なる陸海兵士の大多數は農村から出てゐるではないか、國防の擴充は農村の振興に依つてはじめて目的を達し得られるのである。これは賢明なる軍人諸君は既に克く御存知の筈である。

省を統合する方が統制の上に、また能率の上に改善の實が擧がると云ふ理窟が立つならば、陸海軍兩省も國防省の一省に統合したらどうかと云ふ議論も出て來るのである。しかし陸軍と海軍と分れてゐてこそ、そこに儼然たる國軍の威容が保たれてゐるではないか、産業なるが故に機構を合理化してもよいと云ふ事は甚だ偏見と言はざるを得ないのである。

(七)には航空、鐵道、遞信行政を統合し特に民間航空事業の劃期的飛躍を促進し船舶港灣行政を統令強化す——と主張してゐる。即ち遞信、鐵道の二省を統合して交通省となす案であるが、これも農林、商工の兩省を産業省に統合しやうと云ふのと同じく、尨大繁劇なる鐵道行政、複雑多端なる遞信省務の現在と其の將來を思はざる極めて退嬰的な改革案であつて、敢て吾人が喋々する迄もなく必然的に猛烈なる反對の輿論が國內に沸騰するであらう。

なほ航空、鐵道、遞信行政にしても敢て交通省なる一省に統合せなくとも、現行機構を強化すれば民

間航空事業の劃期的飛躍はもとより、船舶港灣行政の改善はより以上期待も出來る。況んや航空事業の如きは別途に航空省を創設するの必要さへ痛感されてゐる今日に於てやだ。

若し經費節約の目的のために省の廢合を行はんとするならば、これぞ「一文吝みて百を失ふ」の類ひであつて、年々益々益々尨大なる豫算を要求する者の提唱すべき事ではない。經費の問題に就ては後に述べる事とするが、何れの角度より検討するも省の廢合が我が國情に照らし、何等改革的價値を有せざることとは殆ど議論の餘地はないのである。

吾人は飛躍日本の現在及び近き將來の國勢に適應する、最も理想的行政機構改革案の大綱としては此の際廢合どころか

五、寧ろ數省を増設して行政機能を擴充すべし

と強調するものである。

省増設の必要を痛感するものに、國策省、社會省、保健省、公益省、空軍省、貿易省、工業省、信教省、賞勳省の九省がある。この内、社會省と公益省は保健省の新設と内務省の改組に依つて當分は無くても辛抱出來るし、また貿易省は現在商工省より工業省を一省分殖する事によつて商工省を商務省と改め、貿易行政機構を擴大強化すれば可なるを以て、貿易省の獨立設置案は之を將來に譲る事とし、先

づ國策、保健、空軍、工業、信教、賞勳の六省は是非共速かに増設せねばならぬと思ふのである。

六、國策省を新設して重要國務を統制強化すべし

國策を中心とする重要國務の管掌を總理大臣の直屬より引離して國策省に統管せしめると云ふても、國策大臣は即ち副總理格の所謂筆頭閣僚とも云ふべき貫祿と、實力を兼備せる大人物であることを要するのは勿論の事であり、國策省は總理大臣の直隸下と同様に、總理大臣と國策大臣とが常に合議して決裁する事にしてもよい譯である。

何れにせよ、この重要國務機關の管掌者は單なる一長官や無任所式の大員では物足らぬ。要するに總理大臣とこの國策大臣との人物が偉大であり、その氣合が一致して眞に名コンビであるならば、各省の對立とか、豫算の分捕り騒ぎとか、左様な事は些かも懸念するに及ばないのである。軍部の人々の杞憂とする所は、總理大臣に絶對的信賴の出来る大人物を得難く、且つ國策を中心とする重要國務を滞りなく遂行する眞の大政治家が見付からないからであらう。

國策省に次いで緊急を要するものは保健省の新設である。

七、保健省を新設して保健國策を確立すべし

我が國に於ける壯丁の體格が年々低下する憂ふべき情勢に鑑みるも、内務省の一部に存在する衛生局を以て克く一億國民の保健に對して完璧を期し得られるか否かは、敢て多言を要せずして明かである。

人生には何よりも「マツ健康」を求めてゐるに拘らず、農村に於ける醫療施設の甚だ貧弱なる事は既に世人周知の事實であり、都會に於ても醫療制度の缺陷によつて大衆の保健は極めて不安状態に曝されてゐる。この保健國策の遂行はまづ保健省の創設である。そして醫療、製藥、榮養、家庭體育等に亘り徹底的の改善と施設を行ひ、國民大衆の幸福増進を圖るべきである。

八、空軍省を新設して國防の完璧を期すべし

今や國防の將來が空にある事は何人も認めてゐる所である。陸に陸軍、海に海軍があると雖も、空に空軍なき國家は一日の安きを恃む事が出来ない。

我が軍部當局は何故に堂々と空軍省の設置を國民に主張しないのであるか、他省廢合の提唱は空軍省設置の準備工作と見てよいか。もし萬一にも左様な驅引がありとすれば、それは甚だ以て怯懦な態度と

云はねばならぬ。要するに省廢合の思想なるものは、將來必然的に空軍省を増設すべき國家の方策とは全然相反するものであり、省の廢合論は陸海兩省をも統合したかどうか、と云ふやうな輿論を誘致すべき多分の危険がある事を吾人は惧れるものである。

空軍省の設置は、民間航空事業或は一般の航空行政とは、餘り切り離して實現を期すべきものであつて、一日も早く空軍省を新設する事によつて、陸、海、空の國防三全が成り、一億國民はその時はじめて枕を高くして眠れるのである。

世界の慌しき風雲を凝視せよ、日本の國際情勢を見よ！　そして大和民族の將來に思ひを致せよ、陸海軍部の人々が翻然大悟、大所高所に立ちて省廢合の如き消極的改革案を引込め、吾人の數省増設の理想的行革案の趣旨に共鳴し、以て空軍省の緊急創設を要望せらるゝならば、憂國の同胞は舉つて滿額の協賛を吝まないであらう。

六省を一時に増設し得られるなら、國民として此上もなき仕合せであるが、事情が許さぬならば假上の國策省、保健省、空軍省の三つだけでも緊急設置すべきだと思ふ。

九、工業省を新設して國富の増進を圖るべし

我が國が財界不況を啣ちつゝも尙且つ尨大なる國費の負擔に耐ゆることは、その源泉とも云ふべき工業界大飛躍の事實を見逃がす譯にはゆかぬ。眞に我が國工業の發展は年と共に目ざましき勢を示してゐるが、將來に向つて、より國富を増進せしめ、より國防の擴充に資し、より世界的進出を可能ならしむるには、工業を以てその第一位とせねばならぬ。

然るに同一行政機構の中に性質を異にする所の商業と工業とを包含して取扱ふと云ふ事は、それらの機能を鈍らしめ、産業の進展を阻む事蓋し少くないのである。故にこの見地に基き、農、工、商各一省づゝの建前に則り、須らく商工省を商務、工業の二省に分ち、商務省には取引所局を新設して取引所行政を刷新せねばならぬ。そして工業省には従來の工務局、鑛山局の外に燃料局、鐵鋼局、纖維工業局の三局を新設し、燃料局には長官を置くがよい。然して燃料國策、製鐵國策の確立をなし、國防工業の安定發展を期すべきである。

それと同時に新設する纖維工業局では綿糸、人絹、毛織、製麻等の國民必需品及重要輸出品の改良發達に全力を傾倒し、工務局の指導宜しきと相俟つて工場經營を能率化せしめ、一般工業界の隆昌に拍車を懸けるならば、更に偉大なる工業日本が、必ずや近き將來に於て建設されるであらうことを信じて疑はないのである。

十、信教省を新設して精神日本を建設すべし

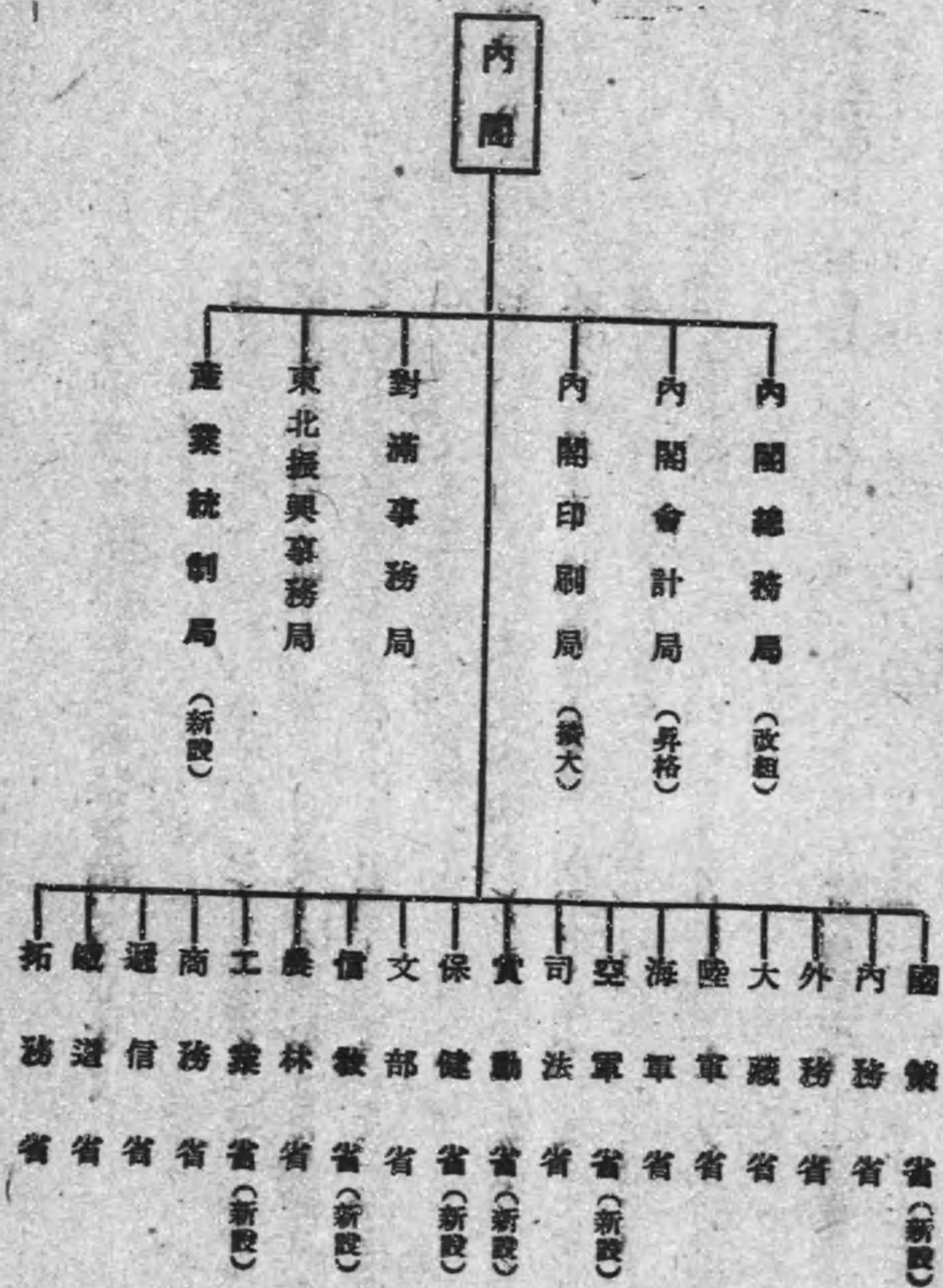
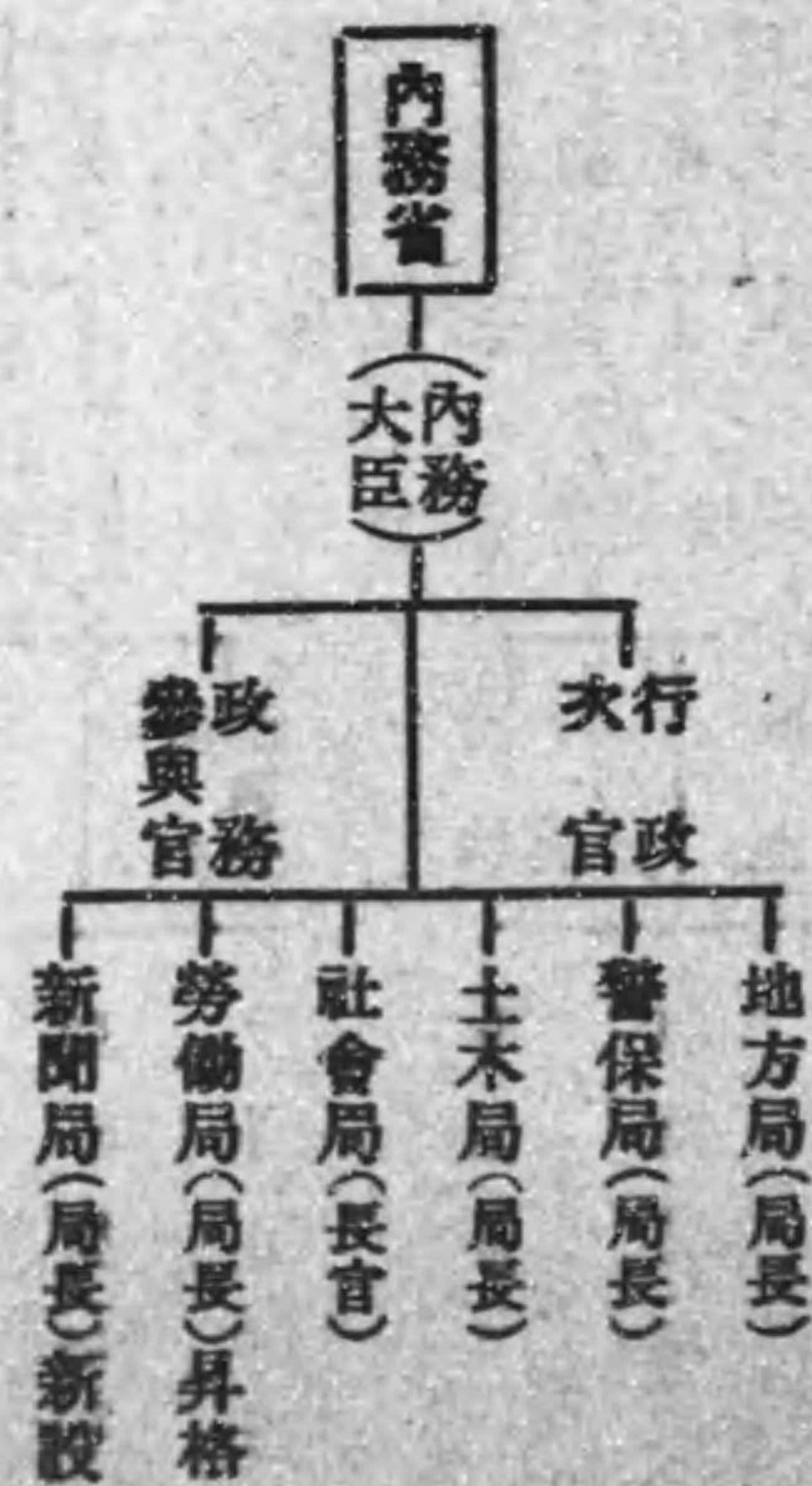
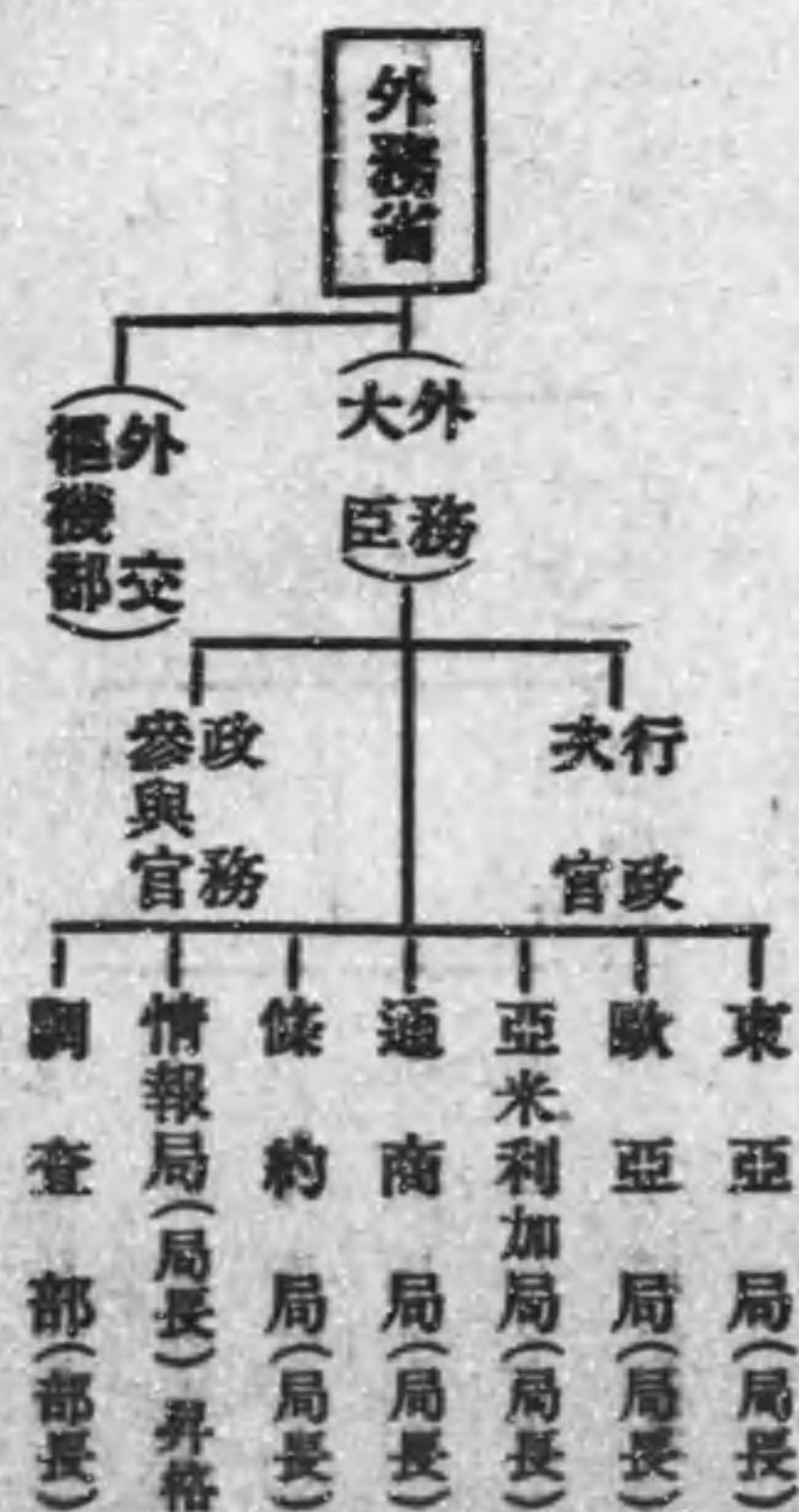
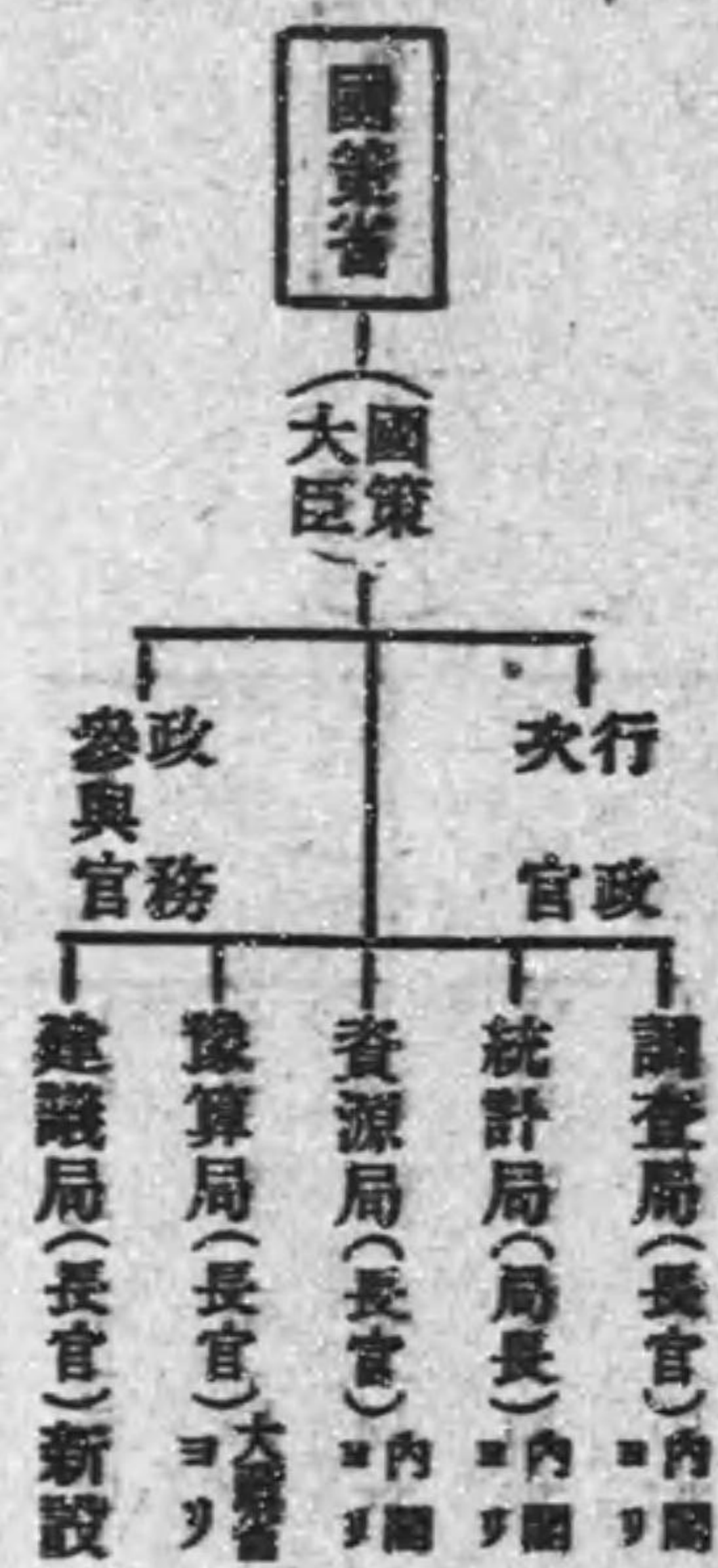
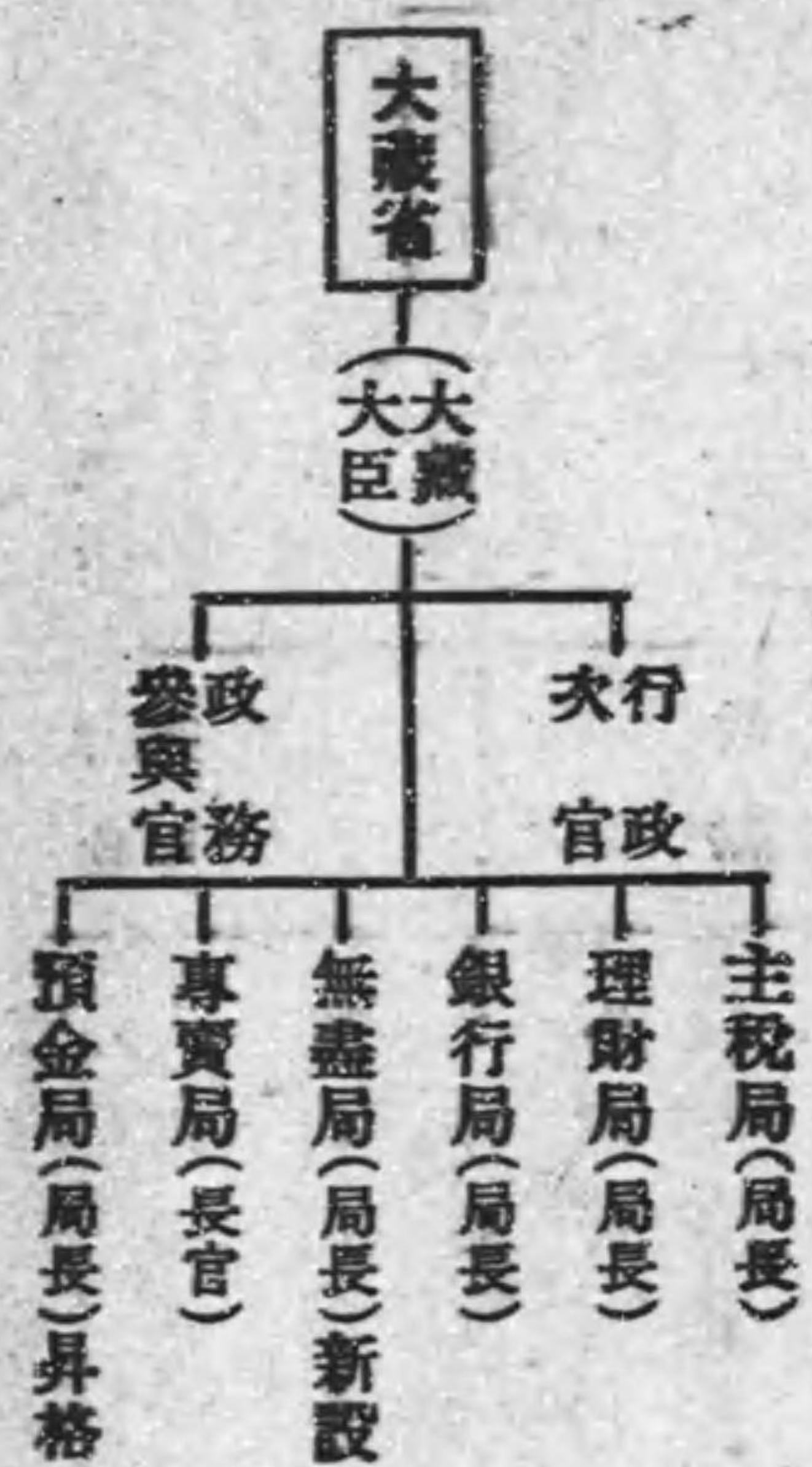
現在文部省に宗教局と思想局があり、内務省に神社局があり、宗教、思想方面の行政に統一がとれてゐない。そのみならず文部省に於ても学校教育と宗教教育、若くは社會教育、思想、信仰等は相關聯はあるが、これを同一行政圏内に置いては十分なる取締りが困難であり、且つ獨自の特長と機能とを有効に發揮する事は出来ない。明治初年以來の我が國の政治が、西洋の物質文明を吸收するの急なるあまり、日本固有の精神教育、徳育方面が閉却されて來た事は、今日の世相惡化の大なる原因である。文部省は速かに實際の學務と宗教思想方面とを切り離し、これに現在の専門學務局、普通學務局、社會教育局、圖書局を残し、更に文化局を新設して學術、美術、國寶等に關する事務及外務省文化事業部を屬せしめ、別に信教省を新設して、文部省より宗教局、思想局を移し、邪教の徹底的取締りと活ける宗教を普及して國民を指導し、混迷動搖せる思想を善導統一し、内務省より神社局を移管して機構の擴大整備を圖り、神社を中心として敬神崇祖の國民性を彌が上にも美化せしむべきである。また新たに徳育局を設けて学校教育の外に家庭を中心とする徳育の涵養に努め、比較的貧弱なる精神文化の興隆に依つて精神文明の建設、即ち精神立國の實を擧げねばならないのである。

十一、賞勳省を新設して國家を明るくせよ

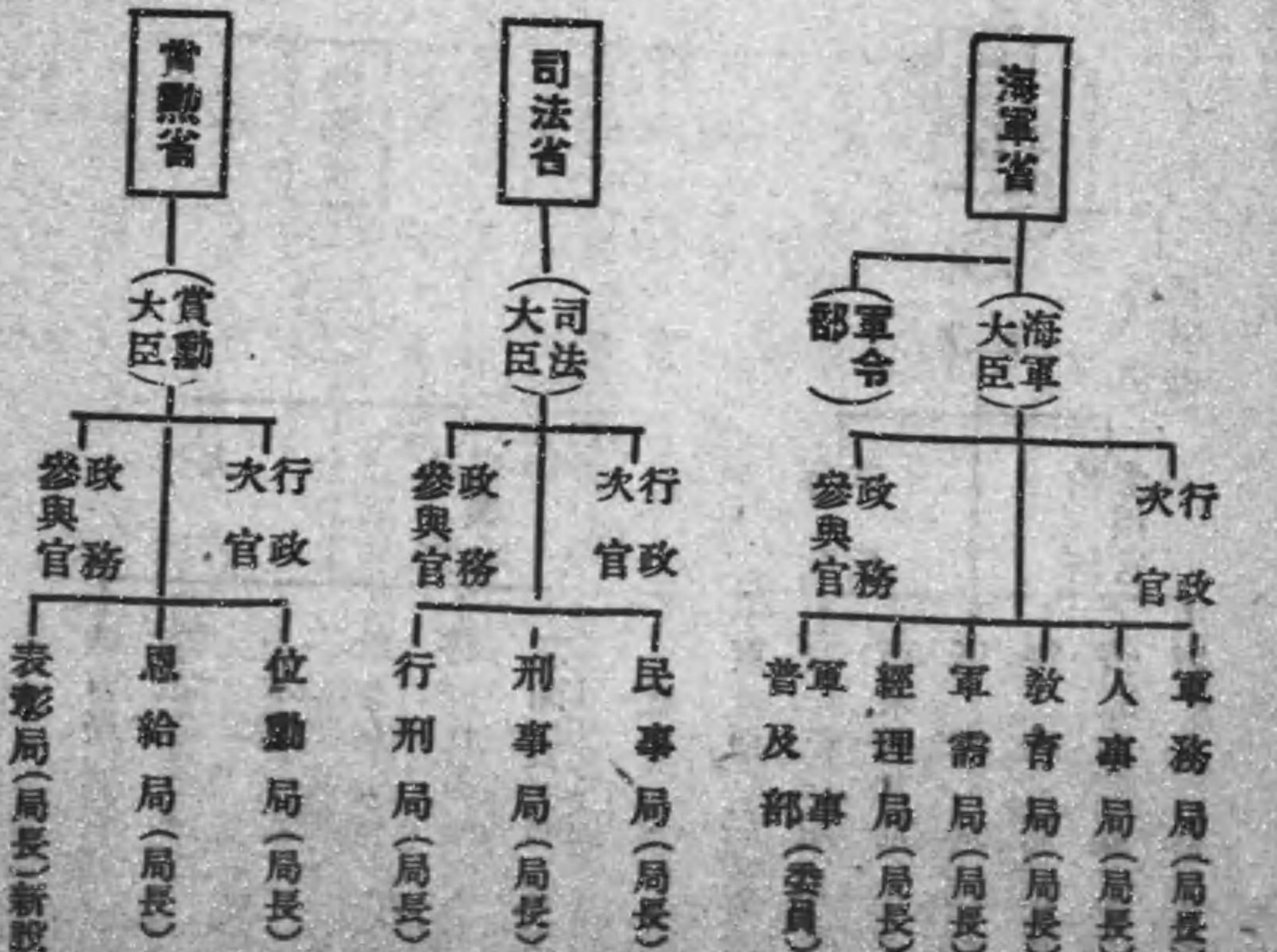
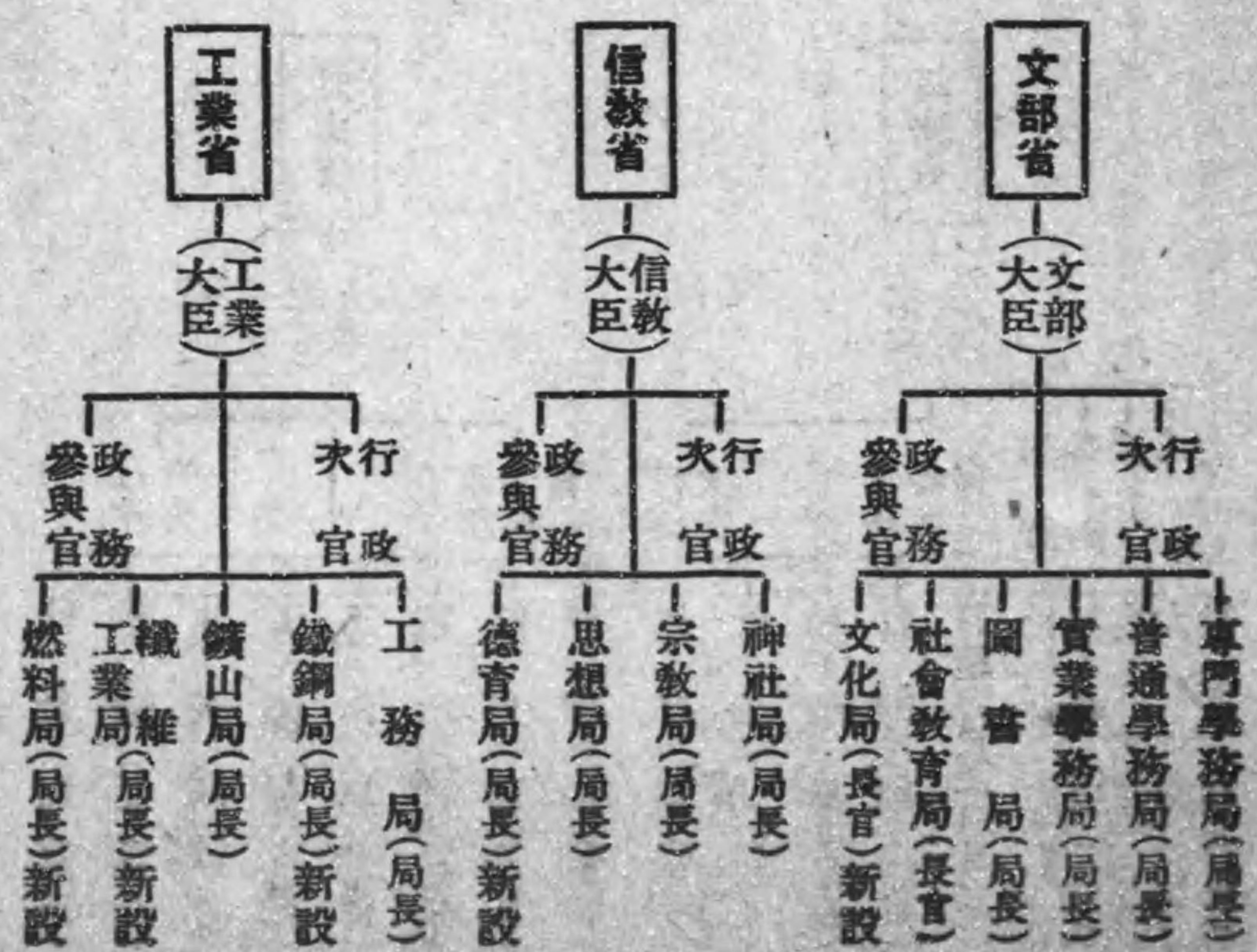
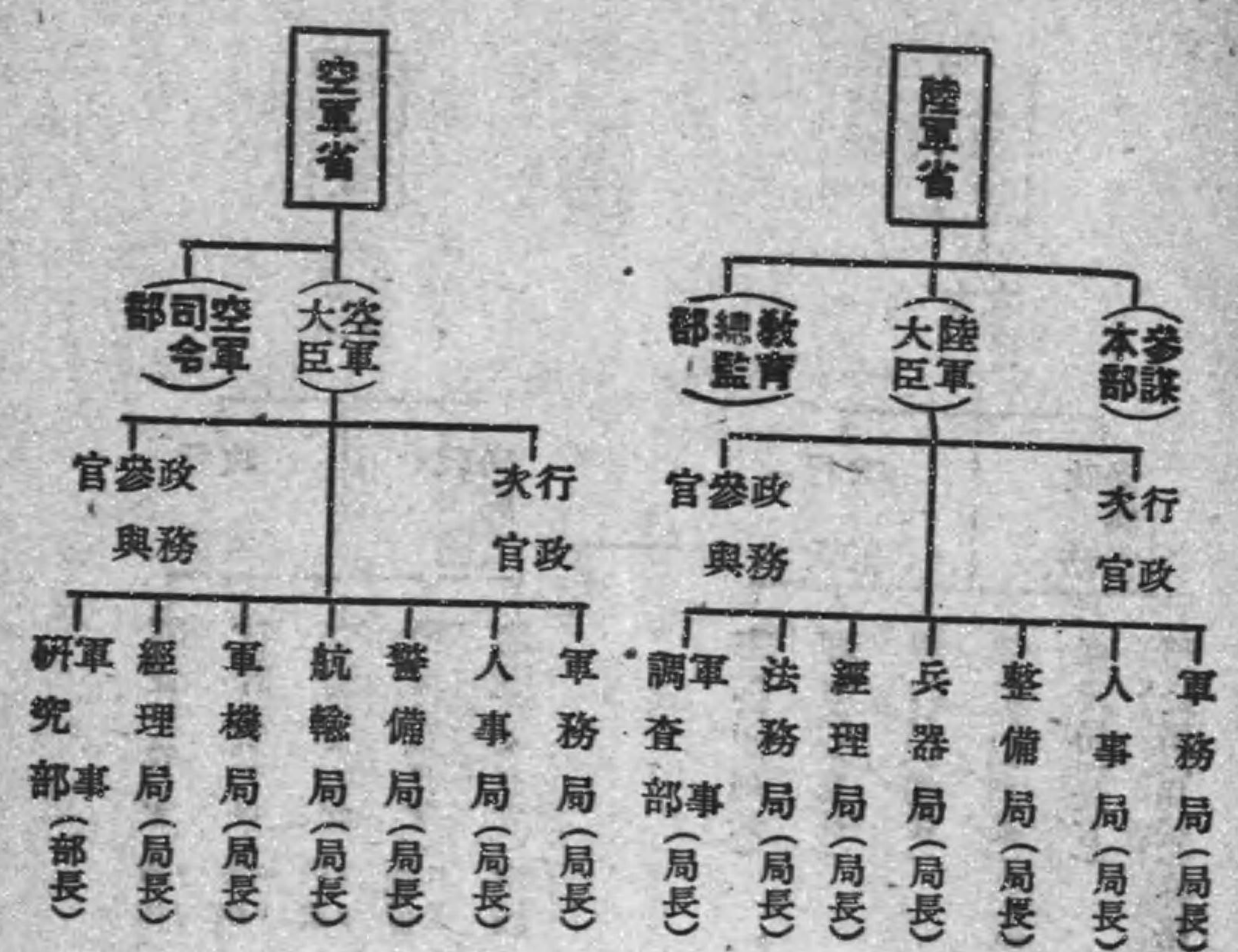
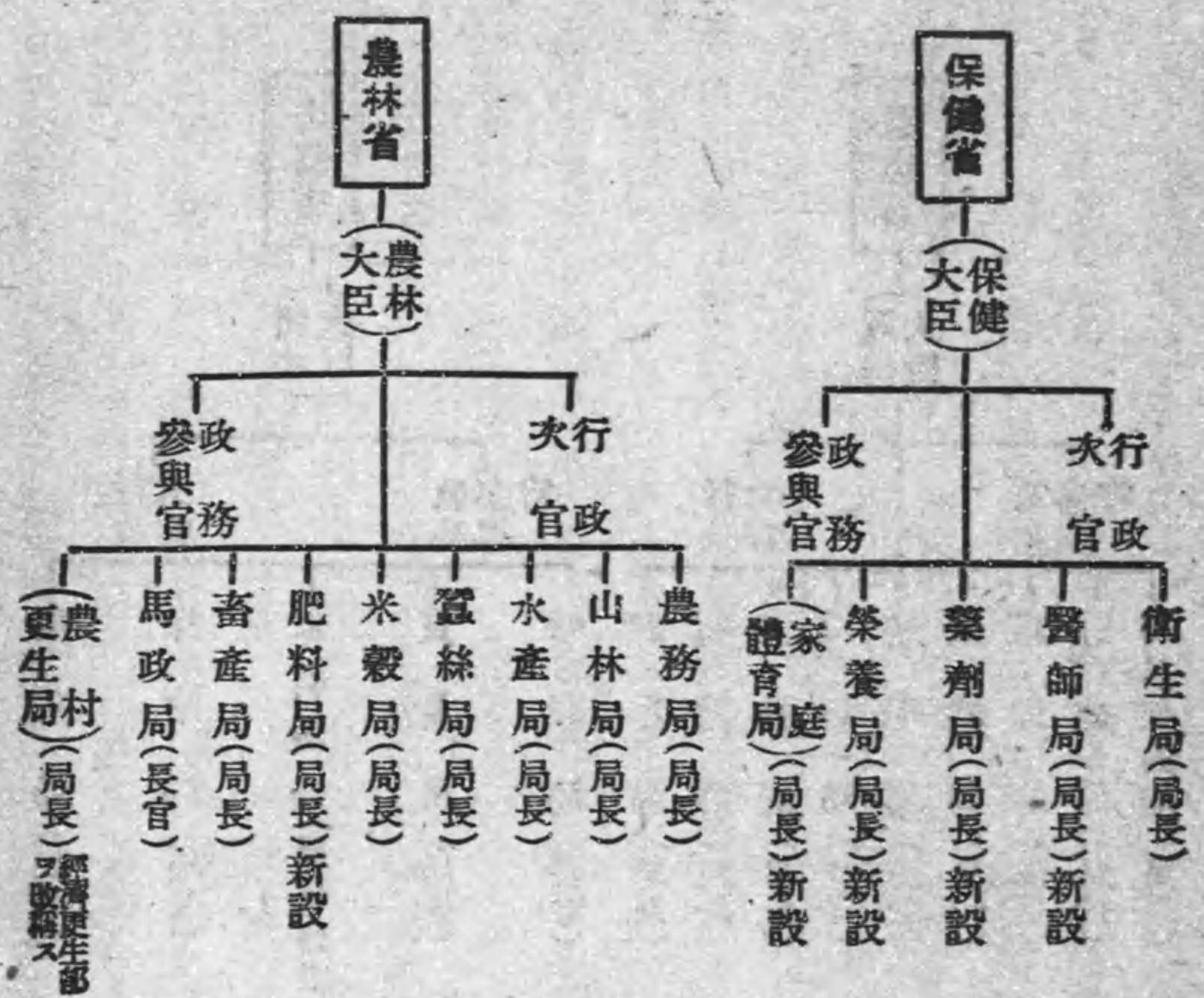
更に吾人の遺憾に堪えざるは皇道日本に司法省があつて賞勳省のなき事である。國に峻嚴なる法律が嚴存する事は素より結構であるが、罰する事重くして賞する事に輕きは精神日本の國情に相容れざる處であつて、賞勳行爲を司る内閣賞勳局が、總理大臣の直屬下に辛うじて一局を存してゐる程度では、到底行届いた賞勳行政は出來得るものではない。

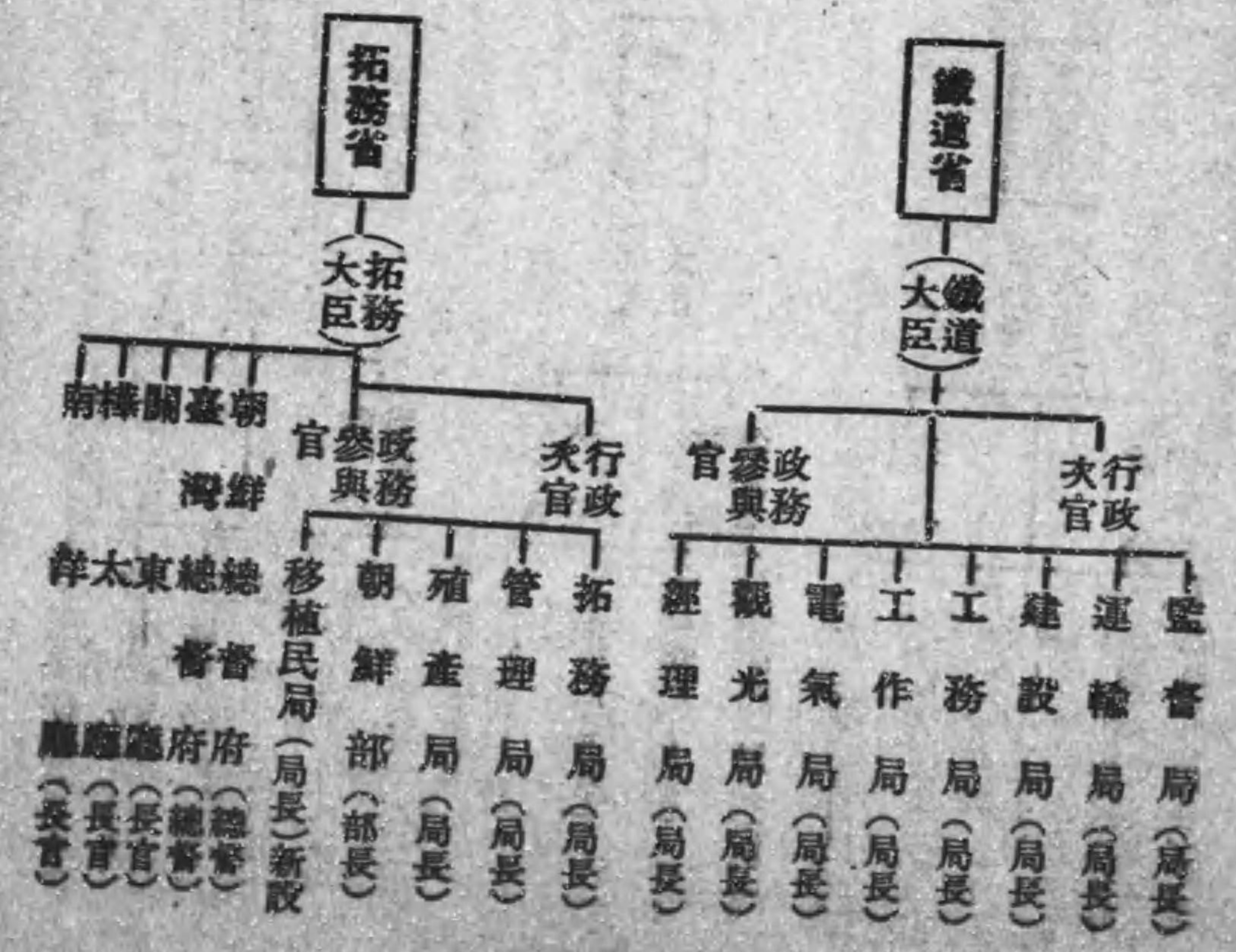
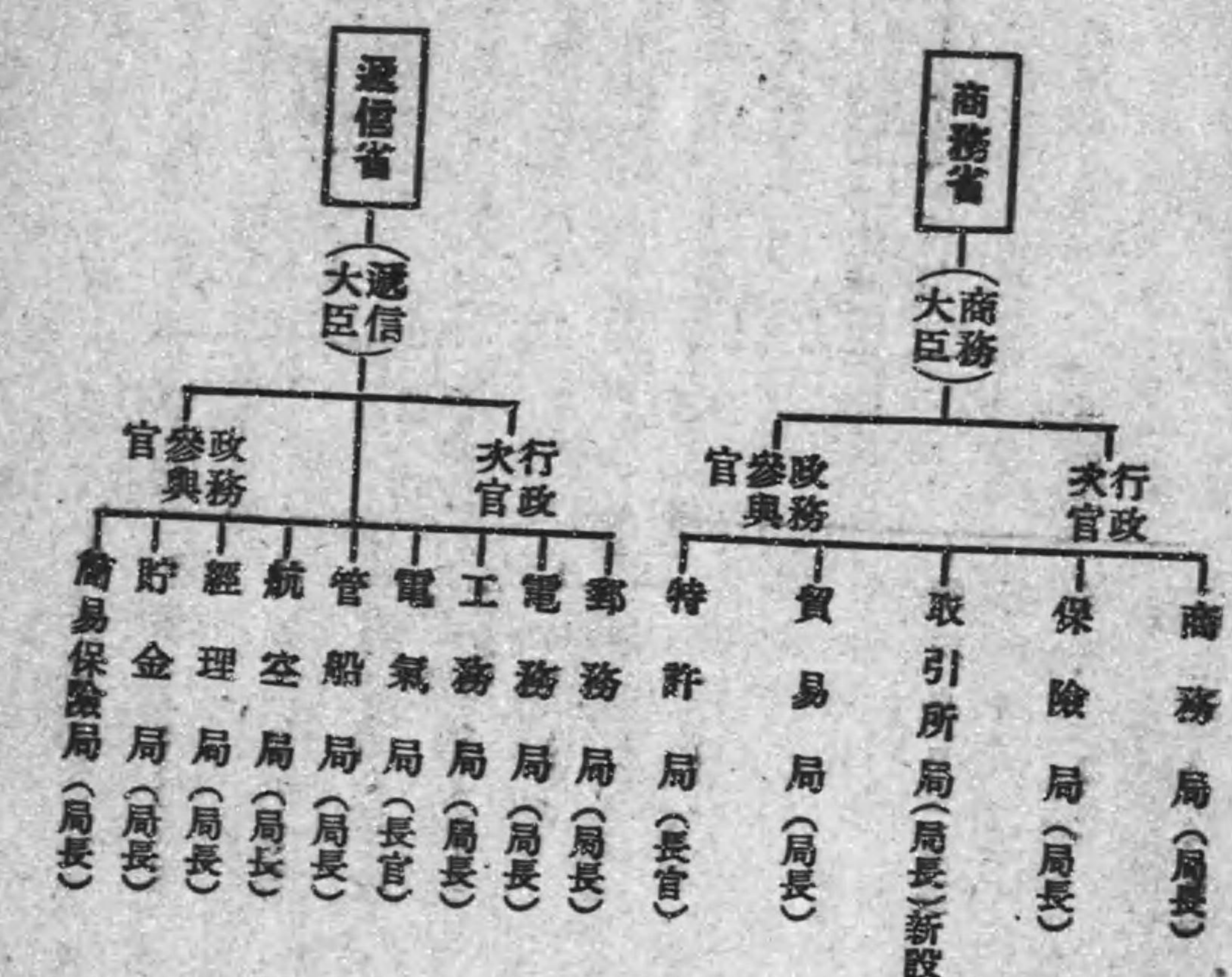
現在我が國の司法制度は其の御手本を歐米から輸入したものであるから、その眼目が物質的、學理的、法理的に偏し、人間生活最上の道義觀念と縁遠い點が少くない。従つて最近司法制度の缺陷が指摘せられ、之が改善の必要が叫ばれるに至つたのであるが、罰を軽くして賞を重くし、或は罰するに嚴なるも賞する事も又積極的ならば、期せずして國民の思想は醇化され、人格品位は向上し、世相は著しく明朗となるのである。

犯罪者を鵜の目鷹の目で檢舉し、惡事非行を探究して糺彈嚴罰すると同様に、功勞者は勿論の事、隠れたる善行者を探がし出して表彰するならば、世に善事篤行をなす者續々として顯はれ、國家社會は忽ちにして淨化されるであらう。斯る意味に於て爲政者は宜しく賞勳省を創設し賞勳行政の徹底化に向つて邁進せねばならぬと思ふのである。



十二、内閣及各省の理想的行政機構





省を新たに増設する事によつて、必然的に各省の機構の所屬を變更し改組の必要あるものも生じて来る。即ち内務省の如きは神社局、衛生局を他へ移管する代りに労働部を局に昇格して労働者の施設政策を徹底し、失業者に授産就職の光明を與へ、新聞局の新設によつて新聞雜誌國策を確立し、言論界の明朗、輿論の公正を期し、國民教化の源泉を淨化せしむる等は内務行政中特に緊要とする所である。

外務省にあつては飽くまで自主的積極外交政策の實現を期するため、陸海軍に國防用兵の權權を掌る參謀本部、軍令部の存するが如く、外務省にも所謂外交參謀本部とも云ふべき外交權機部を置き、常に外交の機務に參畫し、以て綜合的外交計畫の遂行と外交の一元化を期すべきである。

大藏省にあつては主計局を豫算局に改めて國策省に移すとすれば、當局者が常に頭腦を悩ます各省の豫算事務から開放せらるゝ事となるから、其代り稅制改革に伴ふ主稅行政の複雑多端に備ふる充分の用意をなさねばならぬ。

一方將來の銀行の國營を目指して銀行局の機能の強大化は勿論、庶民金融の圓滑とこれが健全なる發達を圖るべく無擔局の新設活用は大藏省今後の大なる使命と思ふのである。

農林省にあつては全般的に徹底したる農林行政の施設を要するのであるが、特に肥料局を新設して肥料國策を確立し、堆肥、家畜肥、綠肥等の奨勵法を設けて農村經濟の安定を圖り、經濟更生部を農林更生局に改稱昇格と共に之には長官を置き、農村の負債整理、耕地制度の確立、農業保險の創定等をはじめ、農村をして眞に更生振興せしむべく、遺憾なき方策を實行すべきである。

商務省にあつては保險行政の刷新、貿易局の機能強大化、取引所局の新設によつて取引所行政の合理化、取引市場の改善を指導すべきである。

鐵道省に於ける國際觀光局を單なる觀光局と改め、内外觀光事業の擴充をなすこと、逓信省の電氣局の機構を強化して長官を置き、國情に適合せる穩健妥當なる電氣行政を基調として電力統制の實を擧ぐること、拓務省に移植民局を新設して移民國策の實行を促進する事等は特に重要な事項ばかりである。前に表示したる各省の機構擴大強化のため各省の最高機關を掌る、國務大臣の數は六名の増加となるが、現在の事務次官を行政次官と稱へ、これも六名増加するが、現行の政務次官、參與官と各一名づゝあるを政務參與官と改稱し一名とし一省一名を減ずる事とせば、政務官は現在の二十四名が十八名となり、省増設のため大臣、次官、政務官を通じて結局六名だけしか増員とならぬ譯である。

十三、何故十八省案が理想的なりや

庶政一新、國政革新主義の急先鋒とも云ふべき軍部案が、無任所大臣の任命や、省の廢合を骨子とするに拘らず、吾人は無任所大臣よりも有任所大臣の合理的なる事を提言し、各省機構の改革は省を廢合どころか反對に數省増設の緊要なるを力説する次第であるが、要するに改革なる語は強ち整理縮小統合のみに通ずるものでなく、改善進歩のためには整備、擴大、分殖をなすべきは勿論であつて、國家行政

機構の改革は之を最も廣義に解釋し、須らく大乗的に實行するにあらざれば、薩々たる我が國運の進展に相伴はざるの結果を招來する事になるのである。

省の數竝に國務大臣の數が多くては内閣の統一が出来ぬと云ふことは、全閣僚に共通する——即ち一貫する所の指導精神が缺如するからであつて、現に外國には二十二大臣を有する内閣もあるが、首相を中心にして心身一如、國政の運行にいさゝかも滯滞を見せて居らぬ。

總理大臣の正しき指導精神に反き協力翼賛せざるやうな閣僚を推薦し、内閣を組織すると云ふ事が抑々大なる間違ひであつて、大臣の數が多いためにその内閣の指導精神が融合一貫せないと云ふ事はあり得ない。僅々二人切りにも意見が對立相反する時は断じて閣議は纏まらないのである。

現行内閣制度に於ける各省の機構を見るに、各省の局課に於ては時代の變遷に伴ひ廢合増設の必要を認められるものもあるが、省に於ては只の一省たりと雖も之を廢止してもよいと云ふ省は絕對にないのである。

吾人が新設の緊要なるを強調する所の國策省に就て見るも、過去に總理大臣に直屬して居つた有名無實の内閣審議會や、現在獨善主義を事とする内閣調査局の機能と實質を以てしては、到底國民大衆を満足せしむるに足らなかつたではないか。最近四相會議に於て決定せる國策統合機關たる内閣總務廳の機構にしても、現行國策機關に比して大した代り榮えがせない。無任所大臣と各省國務大臣との折合の點が氣遣はれる、更に國民大衆の輿論と要望を受入れる點に於て、甚だ物足らぬ組織であると思ふのである。

重要國務の統合、國策を生み出す機關として最も理想的なのは、吾人の熟望する國策省の創設に俟たねばならぬ。

保健省に就て見るも、國民保健の重大性に鑑み、これをいつまでも内務省の一部門として現状に甘んずる事は出来ぬ。その利害得失の點から保健省を新設するとせよとの兩者を比較検討すれば直ちに其の答は明瞭となるのである。

空軍省の創設に至つては、祖國愛とよのの生命線を護るために國民として一人たりとも反對するものは無い筈であるから、たゞその實現の時日は軍部當局と爲政者の熱意如何によつて定まるであらう。工業省の單獨設置に就て見るも、時勢の進運に伴ふ工業界の現状とその將來を達觀するならば、何人も現行工業行政機構があまりにも貧弱不備である事に驚くであらう。工業省の分設が一日早ければ早い程斯界の發達と國富の増進はより多く期し得られる譯である。

信教省の新設に就て見るも、宗教界の混迷、思想の動搖、物質萬能時代の弊害、徳育の廢頹見るに忍びざるものゝある今日、所謂精神文明建設の大旗が、學務的文教と劃然分立される所にはじめて、精神行政確立の意義が存し、國民指導の効果が百パーセントとなるのである。

もしそれ賞勳省の設置に至つては、信教省の必要と共に爲政者の最も意を致すべきもので、今からでも決して遅くはないから、この精神を活かして善政を布くならば、明朝日本の國風は宇内に輝き、全世界の人類はこの指導精神に感化されるであらう。

以上によつて數省の増設が我が國に最も必要な事を明示したのであるが、もし之に反對する人ありとせば、恐らく其の理由は省増設に因る經費の増嵩と云ふ點であらう。勿論省を増設すれば之に要する經費は相當巨額に上る事も覺悟せねばならぬが、その經費を多く要する一面に多大の國民利福を増進するならば結局國家としては利益である。

また經費の點に於ても、現在各省機構下の閑職冗員を淘汰し、或は國務大臣の如きは無給としてもよいではないか。皇道精神から云ふれば、國家のために眞に身を挺して盡すの意志あらば大臣は金儲け目的の職業でなき限り、報酬の多きを貪るべき筋合のものではあるまい。國務大臣は宜しく無俸給を以て國家に盡すと云ふやうに奉公的・犠牲的精神を燃やして先づ國民に範を示さば、國費負擔の増嵩の如きも極めて微々たる程度にて防止される筈である。

多數國民の中には省、局、課等を増設すれば、不生産的な役人ばかり殖えて國家の財政は益々窮乏を告げるであらうと心配する者もあるが、從來の如き文官任用令を以てすれば或は左様な懸念も伴ふであらう、しかし次項に述ぶるが如く機構改革の根本精神たる文官任用令の改正に基き人物本位の人事行政を布 事とすれば、官吏は決して國民から不生産視せられぬやうになると吾人は信じて居る。

日本に於て近き將來の各省機構を積極的に擴張し、現在の十二省を五割増加の十八省とするの可なるに就ては、姓名學及運命觀より見ても首肯されるのである。

現在我が國の省の數である十二と云ふ數の意義は

孤獨、災厄、逆境の運命を有する凶數である。それかあらぬか十二省になつて後の我が内閣には額々たる不祥事が惹起してゐるのを見ても、徒らに迷信とか、かつぐとか簡単に片付けて仕舞ふ事はどんなものかと思ふのである。

然らば十三、十四、十五、十六、十七、十八の數は如何なる運命と意義をもつてゐるかと思ふに

(十三) 三の特質がある故に才智に満ち忍耐強く、よく難事を切り抜けて自然の幸福を享受し得べき強運を有する吉數である。

(十四) 家族の縁薄く何事も不足で世上に大に顯れることが出来ず、不慮の災難ありて身を棄つることあると云ふ惡運の凶數である。

(十五) 三の成形と五の具足との相乘數であるから頼るべき人もあり長上の恵みを受けて立身出世の望みを達し得る運勢をもつ吉數である。

(十六) 才幹あり實力を以て人の頭に立つ、たとへば駿馬の自然に群畜に抜んでゐるが如くである。それは八の二倍であり四の凶數の自乘で大吉に變ずるからであつて幸運の大吉數である。

(十七) 七の奇峭の性を持つてゐるので他人の言を容れないので失敗するかも知れぬ、しかし良運なるが故、力以上の高位置に就き一時墜落すると雖もやがて人を驚かす程の財名を得ると云ふ吉數である。

(十八) 古來此の數に當る人は良家に生れて更に月桂冠を戴くの幸運を有し父祖に優るの地位、財

産を得、必ず人の頭となり目的成就すると云ふ大吉數である。

即ち十二と十四とは凶數であるから、我が内閣に於て省を増して十三省とし、次に二省を増して十五省とし、其の後は一省づゝ増して理想の十八省に達せしめる。

十八より上の大吉數は二十一であるから、結局は貿易省、社會省、公益省の三省を加へて二十省にまでは擴充されるべき運命にあると思ふのである。

今や明治維新の偉業成りて約七十年の歲月を閲してゐる。而も皇運隆々として天壤と共に窮まりなく國威赫々として四海に輝きつゝある。飛躍日本の行政機構も洋々たる國運と共に年一年擴大されて行くのは自然の理數であり、二十一省となつて總理大臣と共に二十二の國務大臣の顔が揃ふとしても、現在外國の小國にすら其の實例がある位で、決して不思議な事ではないのである。

十四、文官任用制度及公吏制度を改め中央・地方行政を刷新すべし

文官任用令に依つて官吏の資格を定むる事に就ては、夙に多くの議論がある所であつて、この制度のため、官吏が學理偏重主義に墮し、形式的を尙ふの弊に流れ易く、隱然たる官僚的氣風と、その闊的勢力が培はれ、これ等同一類型の官吏にありては行政の實際に即してその才能の貧弱を暴露しつゝあり、今や所謂庶政一新の大綱に基き行政の全般に亘つて大に特色を發揮し行政の明朗化と能率化せしむるに

は、宜しく判任官、奏任官の任用に當つて大に詮衡の條件を緩和し、更に特別任用の範圍制限を撤廢して全般的となし、且つ勅任官に就ては適材適所主義に則り自由任用の制度となすべきである。

官吏身分保障制度も從來黨略的人事行政の魔手を防ぐには相當効果はあるが、一面これがため鬱然たる官吏の弊風情氣が醸成され、人事行政運用上に行詰りを來たし、遂には退官を懲罰するに至るなど身分保障制度の精神が失はれつゝあるは醜態である。斯くの如き制度はこれを廢止すべきであつて、廢止されたからとて才能ある優秀官吏は自己の誠意と實力が何よりも偉大なる保障である筈なのである。

文官任用制度の改革に伴ひ、公吏制度の改革もなさねばならぬ。云ふまでもなく地方自治の振作は有能有爲の人材をして自治に従事せしむる事にあるを以て公吏に對しても官吏に準じて任用、分限、俸給給與、恩給、叙位、叙勳等充分優遇の途を講ずべきである。

行政機構の改革は組織や形式の改革にあらずして、機構を働かす所の人間の詮衡及び官吏、公吏等の頭腦の改革でなくてはならぬ。この根本精神を外れては百の改革も、千の施設も何の役にも立たぬものと知るべきである。

十五、地方行政制度の改革は地方分權の徹底化にあり

現行地方制度は既に五十年に垂んとする長き歳月を閲し、今や自治制の機能並にその運用上に幾多

の缺陷が暴露せられつゝある。藩籍奉還後の明治時代に於ける政府の方針は中央集權的であり、官廳中心の劃一的行政であり、従つて上から下への文化の建設であつたが、今後に於ける政府の方針は地方分權を徹底化し、市町村役場乃至部落中心の自治行政に重きを置き、先づ地方を強化して下から上への文化の建設に向つて努力せねばならぬ。

地方行政制度改革案概要

- 1、現行の府縣を單位する行政區域と、中央官廳との中間に州制度を設け、行政區劃を左の十地方に分つ、州に州廳を置き、數府縣をブロックとする綜合的諸政策並に國政事務を掌らしむ。
 - 北海道地方（北海道） 東北地方（東北州） 關東地方（關東州） 東山地方（東山州）
 - 東海地方（東海州） 北陸地方（北陸州） 近畿地方（近畿州） 中國地方（兩陽州）
 - 四國地方（南海州） 九州地方（西海州）
- 2、各州廳には長官（親任官）を置く
- 3、各州廳には内務部、警察部、教育部、産業部、衛生部、土木部の六部を置く、現制府縣の知事に屬する警察事務は州長官の權限に屬せしめ、各府縣に其の支署を置く
- 4、府縣制度は現行通りとし之を完全なる自治體たらしめ知事を公選とす、知事の任期を三年とし府縣公民の直接選舉に依り公選するものとす

5、東京には都制を布き、大阪、京都、名古屋、横濱、神戸は府縣と分離し特別市制を布く
6、人口五萬以上の都市に市政を布き、人口二十萬以上の市には區を置く事を得

7、人口五萬に満たざる町村には従來通り町村制を適用す

8、地方自治體は行政自治に止まらず經濟自治の並行を以て自治の機能を發揮せしむ、従つて現存の産業諸團體の事業は市町村事業に移すことを原則とす

府縣の廢合を行ひ、府縣と市町村との間に郡制又は郡を統合したやうな中間機關を復活すべしとの説もあるが、府縣の廢合は多年の因襲もあり、地方的執着もあつて省の廢合以上に難問題であり、地方の膨脹發展に逆行する案であるから、之が實現性は甚だ乏しいと言はねばならぬ。

それよりも現行府縣制度は之を存せしめ、府縣と中央官廳との中間に州制度を設け、地方別に數府縣を統合してその地方の自治に適合せる政策と、中央の國策とを相融和せしめて實行に移す事が願る理想であると思ふのである。

また郡制の復活或は府縣の支廳又は出張所の如き機關を市町村との中間に設ける事は、一應市町村事務の監督も行届き、行政事務の圓滑が期し得られるやうに考へられるが、現在に於ける市町村の地位は郡制現存時代に比し著しく向上し、その總てに於て劃期的の膨脹を告げて居るから、府縣との間に中繼機關を設けることは却つて事務の澁滞を來たし、自治體の發達を妨ぐる事になるから、交通機關が備はれる今日特にこの中繼機關の不必要を痛感するものである。

府縣と中央官廳との中繼機關たる州制度の設置は、種々の意味に於て面白いと思ふのである。換言すれば州制度の新設は府縣を大規模に統合したやうな形相となり、郡が府縣に、町村が過去の郡の地位にそれ／＼成長したと見ればよいのである。

自治體眞の機能は小區域を基本單位となす事に於て、發揮せられると云ふ眞理は吾人も承知してゐるが、政治的に經濟的に國家社會の機能が膨大化してゐる今日としては、行政機關は相當廣範圍を以て區劃し、眞の自治の活用、隣保共助の實踐は部落制度を設けて小區域に及ぼし、以てその惠澤に浴せしめた方がよいのである。

要するに州制度の制定は地方分權の先驅をなすものであつて、これが活用宜しきを得るならば、必ずや健全なる地方自治の發達は促進されるであらう。

殊に府縣知事の公選は自治制度の劃期的刷新でもあり、東京に都制、大阪、京都、名古屋、横濱、神戸の五大都市に特別市制を布く事は、知事の公選と共に時勢の進歩に伴ふ自然の要求であり、一日も早く之が實現を望んで止まないものである。

地方自治體を行政自治と經濟自治と並行的にその機能を發揮せしむる事は、地方分權の徹底化に俟つてはじめて可能であるが、今次の稅制改革に於ける地方交附金制度と自治制度の現在及將來は、極めて微妙なる關係に置かれてゐるので、充分之が検討と善處をなすべき要ありと思ふのである。

十六、議院法及選舉法の根本的改正に依る議會の大刷新を要望す

行政機構改革案の一部として、議會權限の縮小、政黨内閣の否認等によつて議會制度の根本的刷新を要望する聲が軍部から發せられたと云ふので、政黨の憤激は十一月中旬開催の議會制度調査會に險惡なる空氣となつてあらはれ、問題の震源地たる軍部と護憲運動に立ち上つた政黨との對立は、何等か大なる示唆を政界の現在及將來に與へてゐるものゝ如くである。

吾人は軍部一部の人々の包懷する所の對議會制度變革觀念の根本思想に就て、未だその眞髓を捕捉して居らないから、この際嚴正なる批判を下す事を避けたいが、不磨の大典たる憲法を改正してかからざる以上、猥りに議會の權限縮小は勿論の事、政黨内閣の否認も、官僚内閣の否認も、軍閥内閣の否認も出来るものではないと信じてゐる。

たゞ現行選舉法に一大缺陷があり、これが根本精神に不合理の點あるため、今日の議會は最も正しく國民の輿論を代表してゐるものかどうか——と云ふ大なる疑問の存する事は否定し難いのである。されば一時も早く選舉法の根本的改正を斷行して純良適正なる代表者を選び、眞に國民の輿論要望を最も卒直闡明に議會に反映させ、政治を明朗化せしめねばならぬ事は、齊しく國民大衆の念願する處である。従つて議院法の改正は議員の數を減じて質を良くし、その待遇を改善する事を骨子となすべきである。

今日不合理にして缺陷だらけの選舉法によつて、選出されたりとは云ひ乍ら、立派に國民の代表として議會に審議權、議決權を有する者に對し、議會の權限を縮小して議員の言論を制限しやうとしても、之は五ヶ條の御誓文に悖るものであり、政府には理由さへあれば奏請して議會解散の寶刀を抜き得る權能を有つてはゐるが、それ以上に權力を以て押へ付けるといふ譯には行かないのである。

貴族問題も貴族院方面の立案として其の概貌が傳へられてゐるが、未だ具體的のものとする事は出来ないし、現内閣に於て果してこれを取上げ得るか否かも疑はしい。

しかし時運の趨く所、多年の懸案たる貴族は必ず何とか解決せられねばならぬ問題であり、選舉法の徹底的改正は何を措いても舉國一致力を協せて遂行せなくてはならぬ。これに依つて議會が大に刷新されるなれば、民意の暢達は期して俟つべく、さうなれば權限縮小など要望する者は全く其の跡を絶つてあらう。また國民大衆の渴望に應じて善政を布き、國家の進展を招來すべき國策を遂行して呉れる大政治家が出現するならば、政黨内閣も可なり、舉國一致人材内閣も可なり、軍部内閣も大に可なり、官僚内閣も又可なりである。

貴族院改革問題、選舉法の根本的改正案に就ては稿を改めて詳説する事にするが、吾人が虚心坦懷國民大衆の立場から、最も「理想的の行政機構改革案」なりと確信する叙上の説は、爲政者をはじめ軍部の諸賢は素より、國民大衆諸賢の熟讀頌味を切望し、そしてこの案に對する卒直なる御批判と、懇切なる御指導を賜はらん事を希ふ次第である。

(昭和十一年十一月十八日稿)

大衆國策建議會趣意書

政府に於ては内閣調査局、政黨に於ては各種の政策調査機關が設けられてゐるにも拘らず、しきりに政策貧困が叫ばれてゐます。おもふに今日の非常時局は、すでにそれ等の政治家のみでは運用しきれない何物かを持つてゐるからであります。

素より明徹なる政治家の頭腦は必要です。然し乍ら政治の目的が國民大衆の福祉増進にある以上あらゆる觀點に立つてそれ等の利害得失、さらに大衆的不平なり希望なりが政治家の頭腦にハッキリと映像化しなければ、如何に練達なる手腕を有つてゐてもそれを活用することが出来ないものであります。殊に複雑なる現代社會情勢はそれ等少數の機關、限られた政治家の數を以てしては到度その全部の相を見究めることが出来ません。従つて確固たる政策の生れ出ないのも當然であります。

由來、眞の國策なるものは極めて卑近な所に見出されるものであります。それは實地の情勢から、また切實なる大衆の生活から必然的に生み出たところのものであるからであります。そして我々はその眞の國策を生み出すところの大衆生活の中に始終立ち働いてゐるのでありますから、我々國民大衆が眞の國策を生み出すして果して誰が、これを爲し得るでありませう。而も憲法に依つて言論の自由が與へられてゐる我々ですから此の際進んで我々と自己の所信を披瀝し、これを磨き上げて立派な國策となすべく、むしろ我々大衆が政治家達を鞭撻、相協力善處以て公正適切なる國政の運用と、さらに實情に即する圓滑なる地方自治の發達を期したのであります。

今回同志が相謀り、大衆國策建議會を組織したのもかゝる趣旨からでありまして、此の機關を利用して國民大衆のこゑをあらゆる政治面に吹き込み、所期の目的を達成致したい念願に外なりません。愛國の熱情に燃ゆる同憂同感の士の進んで参加せられんことを希望して止みません。

大衆國策建議會規約

第一條 本會ハ大衆國策建議會ト稱ス

第二條 本會ハ本部ヲ東京ニ置キ必要ニ應ジテ各地ニ支部ヲ置ク

第三條 本會ハ日本臣民ニシテ左記ノ志アル者ヲ汎ク會員トス

一、皇道精神ニ則リ國家ノ健全ナル發達ヲ希庶シ大衆生活ニ適合セル公正ナル政治ノ運用ニ依ル相互ノ福利ト圓滑ナル自治ノ惠澤ニ浴セントスル者

一、自己ノ抱藏セル國策並ニ有効適切ナル政治自治ノ諸問題ニ就キ建議シ並ニ新聞雜誌パンフレットヲ通ジテ意見ノ發表及知識ノ交換ヲ欲スル者
 第四條 本會ハ絕對ニ一黨一派ニ偏セズ日本ノ國勢ニ鑑ミ其ノ將來ヲ達觀シ眞ニ國民大衆ノ要望スル國

策並ニ自治改善意見ヲ提唱建議シ華族モ官僚モ軍人モ政黨モ資本家モ勞働者モ農家ニ商人モ會社員モ教育家モ學生モ宗教家モ操觚者モ主婦モ女中モ悉ユル階級ヲ問ハズ何人モ協力シテ善政ノ實現美風ノ獎勵ニ努メ國民ノ共存共榮福祉増進ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第五條 本會ニ左ノ役員及會員制度ヲ設ク

- 一、會長 一名
- 一、副會長 一名
- 一、常任理事 三名以内
- 一、實行委員 若干名
- 一、地方委員 人員ニ限リナシ
- 一、功勞贊助員 同
- 一、會員 同

- 第六條 會長、副會長、常任理事、實行委員ヲ中央役員ト稱シ地方委員、功勞贊助員ヲ地方役員ト稱ス
常任理事及實行委員ハ東京在住者中ヨリ會長之レヲ指名推薦ス
但シ常任理事及實行委員ハ本會創立ノ際ニ限り發起者ニ於テ之レヲ選任ス
- 第七條 會長、副會長及顧問ハ常任理事及實行委員之レヲ推薦シ總裁ハ會長之レヲ推薦ス
- 第八條 地方委員ハ全國市町村ニ互リ適當ト認ムル人ヲ選ビ會長之ヲ推薦スルモノトス
- 第九條 本會ノタメ特ニ功勞アリ又ハ本會ノ基本金若クハ維持費ヲ贊助セラレタル人ヲ功勞贊助員ニ推薦ス
- 第十條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ管掌ス
- 第十一條 會長ハ中央役員會ヲ召集シ其ノ議長トナリ重要事項ヲ決議ス
- 第十二條 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之レヲ代理ス
- 第十三條 右ノ外總裁及顧問若干名ヲ置ク事ヲ得
- 第十四條 常任理事ハ常ニ一切ノ會務執行ト其ノ處理ニ當リ實行委員ノ任務ヲ兼ネルモノトス
- 第十五條 實行委員ハ他ノ中央役員ト協力シテ會務ノ伸展ヲ圖リ常ニ國策ノ提唱ト之ガ實現ニ向ツテ邁進スルモノトス
- 第十六條 地方委員ハ本部ノ囑託ニ依リ會員ノ募集支部ノ設置各種ノ調査報告等ニ盡力スルモノトス
- 第十七條 各市町村(大都市ハ各區)ニ於テ十名以上ノ會員ヲ有スル所ニハ支部ヲ置クコトヲ得
- 第十八條 支部ノ規約ハ別ニ之ヲ定ム
- 第十九條 會長及副會長ノ任期ハ五ケ年トシ常任理事及實行委員ノ任期ハ八ケ年トス但シ滿期再選ヲ妨グズ
- 第二十條 總裁及顧問並ニ地方委員ノ任期ハ特別ノ事情又ハ辭任ノ申出ナキ限り終身トス
- 第二十一條 會長ハ必要ニ應ジ中央役員會ヲ召集ス
- 第二十二條 會長ハ毎年一回以上地方委員、實行委員ヲ召集シテ委員會ヲ開催スルコトアルベシ普通ノ場合ハ中央役員會ニ於テ常ニ國策其ノ他建議

- 第二十二條 本會役員及會員ハ何人ヲ問ハズ國策、國政ニ對スル要望並ニ自治ノ改善ニ就キ自己ノ抱負經驗、主張意見其ノ他之レニ關聯スル悉ユル希望、抱負、不平ハ勿論、時事問題等ヲ自由ニ投稿シ得ルモノトス、尙全國都市町村、面、邑、部落ノ産業經濟狀況、生活狀態、納稅、教育、宗教、醫療、保險、金融等ノ實狀、肥料、農具ノ配給狀況、選舉ノ情勢、各組合及團體ノ活動狀態、地方更生規約及其成績隱レタル史蹟、善美ナル郷土風俗、孝子節婦、善行者、篤志家ノ美談等ヲ努メテ本部ニ報告セラレタク、之等ノ投稿ハ月刊雜誌、都市「農村」及同誌國策版、隨時發行ノ新聞、パンフレット等ニ掲載シテ之ヲ全國大衆ニ配布シ政治國策、自治行政ノ資料ニ供スルト共ニ國民ノ生活改善、徳性ノ涵養、社會淨化ノ活力素ヲラシムルモノトス
- 第二十三條 本會ノ地方委員ハ維持費(月刊雜誌、都市「農村」及大衆國策版、パンフレット費)トシテ年額金三圓ヲ、會員ハ會費(大衆國策版、パンフレット費)トシテ年額一圓ヲ本部ニ前納スルモノトス
- 第二十四條 地方委員ハ本部ノ推薦ニ依ルコトヲ原則トスルモ本會ノ趣旨ヲ贊シ進シテ盡力セラル、方ハ何人ニテモ之ヲ推薦ス
- 第二十五條 會員ハ紹介者ノ有無ニ關セズ一ケ年分ノ會費ヲ添ヘテ申込マレタル方ヲ會員トス
- 第二十六條 地方委員ニハ地方委員章ヲ、會員ニハ會員章ヲ交附ス
- 第二十七條 地方委員ニハ毎月雜誌「都市「農村」」同誌大衆國策版、隨時發行ノパンフレットヲ送呈シ會員ニハ毎月大衆國策版、隨時發行ノパンフレットヲ送呈ス
- 第二十八條 本會ノ地方委員、會員其他ノ役員ニシテ陳情請願、見學、視察等ノタメ上京セラレタル場合ハ、本部ニ於テ及ブ限りノ便宜ヲ圖リ其

第二十五條 ノ目的達成ニ幹旋盡力ヲナス
本會ノ地方委員、會員其ノ他役員ノ人事百般ニ關スル相談事項ニ就テハ都市ト農村社奉公局所屬ノ「無料相談課」ニ於テ應答ス

第二十六條 本會ハ各地方ヨリノ一般講習會、講演會、修養會、演說會等ノ講師及辯士招聘ノ需メニ應ジ名士専門家其他適當ナル人ヲ實費ヲ以テ派遣ノ幹旋ヲナス

第二十七條 會員ハ届出ニ依リ退會スルコトヲ得ルモ既納ノ會費ハ返戻セザルモノトス退會ノトキハ會員章ヲ本部ニ返戻スルモノトス

第二十八條 本會役員及會員ニシテ善行アル者ニ對シテハ雜誌「都市ト農村」及大衆國策版誌上ニ於テ之レヲ表彰シ且ツ會長ヨリ表彰狀ヲ送ル

第二十九條 本規約ノ改廢ハ幹部役員及地方委員總數ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ得ルモノトス

第三十條 幹部役員ノ決議事項ハ出席者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ之レヲ決スルモノトス

第三十一條 凡テ本會ノ決議事項アル會合ニ於テハ出席ノ

第三十二條 代リニ委任狀又ハ書面等ニ依リ意見ヲ申達スルコトヲ得但シ意志表示ヲ爲サザル場合ハ議案ヲ承認シタルモノト認ム

第三十三條 本會仲展ノタメ外務委員ヲ採用シ會員ノ募集、遊說、其他會務ニ盡力セシムルコトヲ得外務委員ハ本會ノ趣旨ニ賛同シ維持費一ケ年分ヲ納ムルモノトス

會務執行上必要ナル細則ハ常任理事會ニ於テ別ニ内規トシテ定メ、會長及副會長ノ承認ヲ得テ適用スルモノトス

大衆國策建議會

本會役員	陸軍中將	井上
會長	衆議院議員	尾崎重美
副會長	衆議院議員	梅原喜宗
常任理事	都市ト農村社長	三森
顧問及實行委員		星野保

(略ス)



誌雅合綜な益有てく白面

回一月毎 行發日一 **村農ト市都** 刊月

(新刊昭和五年十月)

- (社説)
- (公論)
- (時評)
- (投資)
- (評議)
- (風説)
- (調査)
- (政論)

綱領

- 一、皇道ニ即チ日本精神ノ振興、國體ノ明徹ヲ期ス
- 二、文章報國ニ即チ皇道ノ大義ニ基キ公正ナル英論ヲ鳴ラシ國民大衆ヲ指導誘致ス
- 三、不偏不黨ニ政治ノ指針ヲ示シテ市町村自治ノ健全ナル發達ヲ期ス
- 四、邪教ヲ排シテ正シキ宗教ヲ普及シ、思想ノ毒ヲ根絶シ、是正ニ教育制度ノ根本的改革ヲ期ス
- 五、誤レル市町村自治ノ對立的弊風ヲ排除シ、以テ之ガ圓滑ナル進行の途ヲ期ス
- 六、都市及農村ニ於ケル生産消費兩者ノ連絡ヲ保テ産業ノ興隆ニ努メ、協同ニ勞働シテ小作爭議、勞働爭議ノ防止ヲ期ス
- 七、經濟界ノ大勢ト公私理村ノ方途ヲ指示シ民力ノ涵養ノ國運ノ進歩ヲ期ス
- 八、社會事業ノ發達ヲ促シ、本社自ラモ之ガ實行ニ向ツテ努力シ國民共助ノ目的達成ヲ期ス

使命

- 一、都市問題批判、建設都市ノ建設ニ市政ノ刷新
- 二、進歩的市町村自治批判、農村ノ更生建設ニ農村發達促進
- 三、政治實情ノ普及、政界ノ淨化、國策ノ建議
- 四、修養ノ誘導、德育ノ啓發、信仰ノ喚起、宗教界ノ革新
- 五、武士道改吹、國防ノ強化
- 六、公私經濟問題ノ解説、銀行、社會社、工場、商店ノ業績檢討、投資ノ研究等
- 七、保健榮養ノ研究、名醫良藥ノ紹介
- 八、國家社會ノ功勞者及、七賢農家子弟紹介ノ副題
- 九、交通運輸ノ改善、觀光事業ノ發達
- 十、何デモ無料相換贈答、其他公益事業ノ紹介

定價

購るべく強く生かす
正しく購るに導く

○本誌は國民大衆の教育者である
○本誌は英人必讀の教科書である
○本誌は讀者の忠實たる友である
○本誌は興産利殖の源泉である
○本誌は町會黨の公認所である

定價
一 部 三十錢 郵費一錢
半年 一圓八十錢 郵費共
一年 三圓五十錢 郵費共

發行所 **都市ト農村社**
社長 梅原 喜宗
編輯 梅原 慶
發行人 梅原 慶
電話 大塚(36)六六〇番
編者 口廣重(東京)八四番

店調賣元
大塚北原
東京廣重
梅原喜宗

誌雜合綜な益有てく白面

(創刊昭和五年十月)

回一月毎 刊月 都 市 農 村
行發日一

- (國政)
- (經濟)
- (自治)
- (風教)
- (保健)
- (投資)
- (經濟)
- (公益)
- (愛交)

綱領

- 一、皇道ニ則リ日本精神ノ振興、國體ノ明徴ヲ期ス
- 二、文章報國破邪顯正ノ大義ニ基キ公正ナル輿論ヲ喚起シ國民大衆ヲ指導誘掖ス
- 三、不偏不黨常ニ政治ノ指針タリ併セテ市町村自治ノ健全ナル發達ヲ期ス
- 四、邪教ヲ撲滅シテ正キ宗教ヲ普及シ、思想ノ善導、風教ノ是正並ニ教育制度ノ根本的改革ヲ期ス
- 五、誤レル都市ト農村ノ對立的弊風ヲ排除シ、以テ之ガ圓滑ナル並行的進展ヲ期ス
- 六、都市及農村ニ於ケル生産消費兩者ノ連絡ヲ保テ産業ノ興隆並ニ勞資ノ協調ニ努メ、小作爭議、勞働爭議ノ防止ヲ期ス
- 七、經濟界ノ大勢ト公私理村ノ方途ヲ指示シ民力ノ涵養國運ノ進展ヲ期ス
- 八、社會事業ノ發達ヲ促シ、本社自ラモ之ガ實行ニ向ツテ努力シ隣保共助ノ目的達成ヲ期ス

使命

- 一、都市問題批判、模範都市ノ建設並ニ市政ノ刷新
- 二、農山漁村問題批判、農村ノ更生策並ニ農村優遇案提唱
- 三、政治常識ノ普及、政界ノ淨化、國策ノ建議
- 四、修養ノ講義、德育ノ啓發、信仰ノ唱導、宗教界ノ革新
- 五、武士道鼓吹、國防ノ強化
- 六、公私經濟問題ノ解説、銀行、諸會社、工場、商店ノ業績檢討、投資ノ研究並ニ指導
- 七、保健榮養ノ研究、名醫良藥ノ紹介
- 八、國家社會ノ功勞者及ビ篤農家孝子節婦ノ顯彰
- 九、交通運輸ノ改善、觀光事業ノ後援
- 十、何デモ無料相談解答、其他公益奉仕事業ノ紹介

標語

明るく強く生かし
正しく懇ろに導く

- 本誌は國民大衆の會議場である
- 本誌は萬人必讀の教科書である
- 本誌は讀者の忠實なる顧問である
- 本誌は興産利殖の源泉である
- 本誌は善惡の公開所である

定價

一部 三十錢 郵税一錢
半ケ年 一圓八十錢 郵税共
一ケ年 三圓五十錢 同

發行所 都市農村社

社長 梅原 喜宗
編輯 梅原 慶

電話大塚(86)六六〇六番
振替口座東京三八四四番

店捌賣元
大東北東
東海關京
館堂館堂

理想的行政機構改革案

昭和十一年十一月廿二日印刷
昭和十一年十一月廿五日發行

非賣品

著者 梅原喜宗

東京市豊島區巢鴨三丁目三十番地

編輯 梅原慶
發行兼印刷 八

不許複製

東京市豊島區巢鴨三丁目三十番地

發行所 大衆國策建議會

電話大塚(86)六六〇六番

振替東京六九三〇六番

11,25-